

民生委員・児童委員の処遇改善と活動支援の充実、担い手確保を求める意見書

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域住民の身近な相談相手として、高齢者、障害者、子育て世帯、生活に困難を抱える方などの見守りや相談支援を行うとともに、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、地域福祉を支える重要な役割を担っている。

近年、少子高齢化、核家族化、地域社会におけるつながりの希薄化等が進み、ひきこもり、孤独・孤立、認知症高齢者の見守り、ヤングケアラー、児童虐待、子育て不安、生活困窮など地域住民が抱える課題は複雑化・多様化している。

そのため民生委員・児童委員には、従来にも増して幅広い役割が求められ、その活動に伴う時間的・精神的負担も増大している。

民生委員・児童委員は地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員ではあるが、民生委員法第 10 条において「給与を支給しない」と定められ、無償のボランティアとして活動している。しかし、活動に必要な費用については一定の費用弁償等が措置されているものの、現場の活動実体や物価高騰等を踏まえると、十分な水準とは言い難い状況にある。

また、就労する高齢者の増加や地域社会の担い手不足等を背景として、民生委員・児童委員のなり手不足や欠員も大きな課題となっており、今後、地域福祉を持続的に支えていくためには、活動しやすい環境の整備と担い手確保に向けた抜本的な対策が必要である。

民生委員・児童委員制度は、地域住民の安全・安心を守るための全国的な制度であり、その活動を個々の自治体や善意だけに委ねるのではなく、国として責任を持って支えることが必要である。

よって、国においては、地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員が将来にわたって安心して活動できる環境を整備するため、下記事項について速やかに取り組むよう強く要望する。

記

- 1 令和 8 年度より民生委員・児童委員の費用弁償について、地方交付税の算定基礎額が増額となったが、増加している活動実態や物価高騰等、社会情勢に見合った活動費とするために、民生委員・児童委員に対する費用弁償の交付税措置の単価を引き上げるなど更なる財政支援を拡充すること。
- 2 兵庫県が全国に先駆けて独自に創設した民生委員・児童委員のサポートを無償で担う民生・児童協力委員について、民生委員・児童委員の負担軽減とともに民生・児童協力委員のなり手の確保を図るためにも位置付けを明確化し、費用弁償などへの財政支援を創設すること。
- 3 国において民生委員・児童委員の抜本的な人材確保策を検討する有識者会議を設置し、その提言を踏まえた制度改正を早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

兵庫県播磨町議会

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
内閣官房長官	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿
厚生労働大臣	殿